### 堺市地域会館耐震診断事前相談書

年 月 日

区 長 殿

(申請人) 所在地 (ふりがな) 団体名 (ふりがな) 代表者性年月日 代表者住所

次のとおり地域会館の耐震診断を実施したいので相談します。

地域会館名	校 区 地 域 会 館
実施予定年度	年度
所 在 地	
構造・規模	
延べ床面積	
竣工年月	昭和    年   月 竣工
又は 着工年月	昭和 年 月 着工
添付書類	<ul><li>(1)役員情報届出書(様式第2号。法人の場合に限る。)</li><li>(2)地域会館耐震診断財源計画書(様式第3号)</li><li>(3)校区内自治会の同意書(様式第4号)</li><li>(4)その他区長が必要と認めるもの</li></ul>

#### 役員情報届出書

年 月 日

区 長 殿

申請人 団体名 代表者職氏名

堺市地域会館耐震診断補助金交付要綱6の規定により、補助金の交付申請を行うに当たり、次のとおり役員情報を届け出ます。なお、記載内容に変更が生じた場合は、変更の内容及び理由を記載し、その都度、速やかに届け出ます。

1	《役員情報》			
	(ふりがな) 役 員 等 氏 生 年 月 住	名: 日: 所:	(	)
	(ふりがな) 役 員 等 氏 生 年 月 住	名:	(	)
	(ふりがな) 役 員 等 氏 生 年 月 住	名:	(	)
	(ふりがな) 役 員 等 氏 生 年 月 住	名:	(	)
į				
	《変更の場合:	理由》	»	
1				

# 地域会館耐震診断財源計画書

耐震診断費 (概算)	円
補 助 額	H
自治会負担額	円
自治会負担額がある場合の内訳	

## 校区内自治会の同意書

年 月 日

区 長 殿

所在地 団体名 代表者職氏名

下記のとおり地域会館の耐震診断について、関係自治会の同意を得ました。

記

地域会館の耐震診断について同意します。

自 治 会 名	会 長 名

#### 堺市地域会館耐震診断補助金交付内示書

 第
 号

 年
 月
 日

様

区長

年 月 日付けで事前相談のあった地域会館耐震診断計画について検討した結果、次のとおり補助金を交付することを内定したので通知します。

補助年度年度

- 注意 1 補助金の額については、要綱に定める基準により算定した額とし、 堺市地域会館耐震診断補助金確定通知書により通知します。
  - 2 堺市地域会館耐震診断補助金交付申請書の提出の際に、本書の写しの 添付が必要ですので、本書を紛失しないこと。

### 堺市地域会館耐震診断補助金交付申請書

年 月 日

区 長 殿

(申請人) 所在地 団体名 代表者職氏名

堺市地域会館耐震診断補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

地	域	会	館	名	校区地域会館	
所		在		地		
申		請		額		
添	বি	- :	書	類	<ul><li>(1)地域会館耐震診断収支予算書(様式第7号)</li><li>(2)複数の業社から徴した耐震診断にかかる費用の見積書の写し</li><li>(3)付近見取り図</li><li>(4)その他区長が必要と認めるもの</li></ul>	担当課受付印

# 地域会館耐震診断収支予算書

団体名

1	収入	(単位	田	١
	収入	(単江	$\Box$	)

収入の様	重類	予	算	額	内	容	説	明
1 堺市補助金		*						
2								
3								
4								
ال ال	=1							
収入合	計							

2 支出 (単位 円)

項			目	予	算	額	左のうち堺市補助 金充当額	内	容	説	明
1											
2											
3											
4											
支	出	合	計				*				

※は、それぞれ一致するものとする。

#### 堺市地域会館耐震診断補助金交付決定通知書

 第
 号

 年
 月
 日

申請人

様

区長

年 月 日付けで交付申請のあった補助金については、次のとおり交付すること に決定したので、通知します。

補助年度	年度
補助金の名称	
補助金交付額	円 円
ᅔᄺᄝᅌᄜᄳ	金額一括     年   月
交付予定時期	※ ただし、交付の時期は事業実施時期の変更その他の事情により 変更することがある。

#### 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容について変更 (要綱で定める軽 微な変更を除く。)をし、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合において は、あらかじめ区長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに区長に報告してその指示を受けること。
- (4) 耐震診断に着手したときは、着手後7日以内に地域会館耐震診断着手届を提出すること。
- (5) (6)の実績報告に先立ち、要綱13で定める検査を受けること。
- (6) 補助事業完了後、別に定める様式により堺市地域会館耐震診断補助金実績報告書をその 定める期日までに区長に提出すること。
- (7) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく区長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。
- (8) 規則の規定に従うこと。

## 堺市地域会館耐震診断計画変更承認申請書

年 月 日

区 長 殿

(申請人) 所在地 団体名 代表者職氏名

次のとおり、耐震診断計画を変更するため申請します。

交	付	決	定			年	月	日付け		第	号	
地	域会	館	名							校区均	也域会館	
所	右	Ē	地									
		変		更	前				変	更	後	
変更理由	3											
添付書類	<u></u>											

## 堺市地域会館耐震診断計画中止承認申請書

年 月 日

区 長 殿

(申請人) 所在地 団体名 代表者職氏名

次のとおり耐震診断計画を中止するため申請します。

交 付 決 定	?	年	月	日付け	第	号
地域会館名	1				校区地域会	館
所 在 地	3					
中止理由	1					

## 地域会館耐震診断着手届

年 月 日

区 長 殿

(申請人) 所在地 団体名 代表者職氏名

次のとおり地域会館の耐震診断について着手しましたので届け出ます。

交 付 決 定	年 /	月	日付け	第	号		
地 域 会 館 名	校区地域会館						
地域会館所在地							
耐震診断期間		年	月	日から			
		年	月	日まで			
	所在地						
耐震診断請負業者	名称						
	代表者						
添付書類	耐震診断実施業者との請負契約書の写し						

#### 診断方法等適合通知書

 第
 号

 年
 月

 日

申請人

様

堺市長

年 月 日付けで提出のあった耐震診断書について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第2項第3号の規定により国土交通大臣が定める指針に適合していることを通知します。

## 堺市地域会館耐震診断補助金実績報告書

年 月 日

区 長 殿

(申請人) 所在地 団体名 代表者職氏名

次のとおり地域会館の耐震診断の実績を報告します。

次のこのう地域会路の間及的間の失慎を取自しよう。					
補助年度	年度				
交 付 決 定	年 月 日付け通知 第	号			
補助金交付決定額	円				
実 績 の 概 要 (内容、効果等)					
添付書類	<ul> <li>(1)地域会館耐震診断収支決算書 (様式第14号)</li> <li>(2)診断方法等適合通知書の写し</li> <li>(3)耐震診断にかかる経費の領収書又は請求書の写し(ただし、請求書の写しによるときは、補助金の交付を受けた日から起算して30日以内に支払領収書の写しを提出するものとする。)</li> <li>(4)その他区長が必要と認めるもの</li> </ul>	担当課受付印			

# 地域会館耐震診断収支決算書

団体名

1 収入 (単位 円)

	•		
内	容	説	明
	内	内 容	内 容 説

2 支出 (単位 円)

項			目	決	算	額	左のうち堺市補助 金充当額	内	容	説	明
1											
2											
3											
4											
支	出	合	計				*				

※は、それぞれ一致するものとする。

### 堺市地域会館耐震診断補助金確定通知書

第		号
在	日	А

申請人

様

区長

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金について、補助金実績 報告書の審査結果に基づき、次のとおり確定したので通知します。

補助年度	年度
補助金交付決定額	円
補助金額定額	円

#### 堺市地域会館耐震診断補助金交付請求書

年 月 日

区 長 殿

(申請人) 所在地 団体名 代表者職氏名

年度堺市地域会館耐震診断補助金について、堺市地域会館耐震診断補助金交付要綱16 の(2)の規定により、次のとおり請求します。

補助年度	年度			
交 付 決 定 通 知	年 月 日付け通知 第 号			
確定通知	年 月 日付け通知 第 号			
補助金確定通知額	円			
請求金額	円			

#### 注意

補助金の交付請求の期日は、補助金の額の確定通知を受けた日から起算して10日以内とする。